

地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務処理要領

1 目的

この要領は、広島県（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に委託して実施する地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務（以下「本業務」という。）を、円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務委託仕様書に定めるとおりとする。

3 業務工程表の作成

乙は、業務委託契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に定める業務工程表について、甲と協議の上、【様式1】に取りまとめ、甲に提出するものとする。

4 実施状況報告

(1) 乙は、委託期間中、令和9年2月までの毎月末日における本業務の実施状況を、翌月10日までに【様式2】により甲に報告するものとする。

なお、毎月の状況報告により、業務目標を著しく達する見込みがないと判断された場合には、改善のための指示をするものとする。

(2) サポート活動については、2月末までを目安に地域プランナーの派遣を終了し、活動情報【様式3】及び派遣実績【様式4】について、事業実施年度の10月5日及び事業実施年度の3月15日までに甲へ報告するものとする。

5 実績報告

約款第30条第1項に定める実績報告書については、【様式5】のとおりとする。計上できない実績は仕様書に定めるとおりとする。

6 委託料の概算払（業務に要する経費）

業務委託契約書（以下「契約書」という。）6の（3）に定める委託料概算払計画書及び6の（4）に定める委託料概算払請求書については、それぞれ【様式6】及び【様式7】のとおりとする。

また、契約書6の（5）に定める精算書については、【様式8】のとおりとする。

7 委託料の精算払（業務に要する経費）

約款第31条第1項に定める委託料の支払の請求は、【様式9】によるものとする。

8 その他

乙は、甲が本業務について幅広く周知を図るため、委託の内容等を公表することについて了解するとともに、本業務の委託に関する問合せに対応する必要があるため、乙は情報提供等について積極的に協力すること。